

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
二宮町	二宮地区(妙見、富士見が丘集落/元町集落/下町集落)	令和4年2月9日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.37ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.31ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.43ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.03ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.53ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、認定農業者の拡大意向が少ないことから、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成・確保や後継者による維持が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

妙見、富士見が丘集落のうち、二宮北部の1級町道3号線の沿線及び国道271号線以北の山間周辺の農地並びに樹園地(※地図a)の利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、認定農業者による維持や後継者を含めた新たな認定農業者の確保に努めるとともに、新たな入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

元町集落のうち、二宮西部の葛川以西の山間周辺の農地(※地図b)の利用は、後継者を含めた新たな認定農業者の確保に努めるとともに、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

妙見、富士見が丘集落及び下町集落のうち、二宮東部の富士見が丘南東部の山間・山麓周辺の農地並びに樹園地(※地図c)の利用は、中心経営体である認定農業者1経営体、基本構想水準到達者1経営体が担うほか、認定農業者による維持や後継者を含めた新たな認定農業者の確保に努めるとともに、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

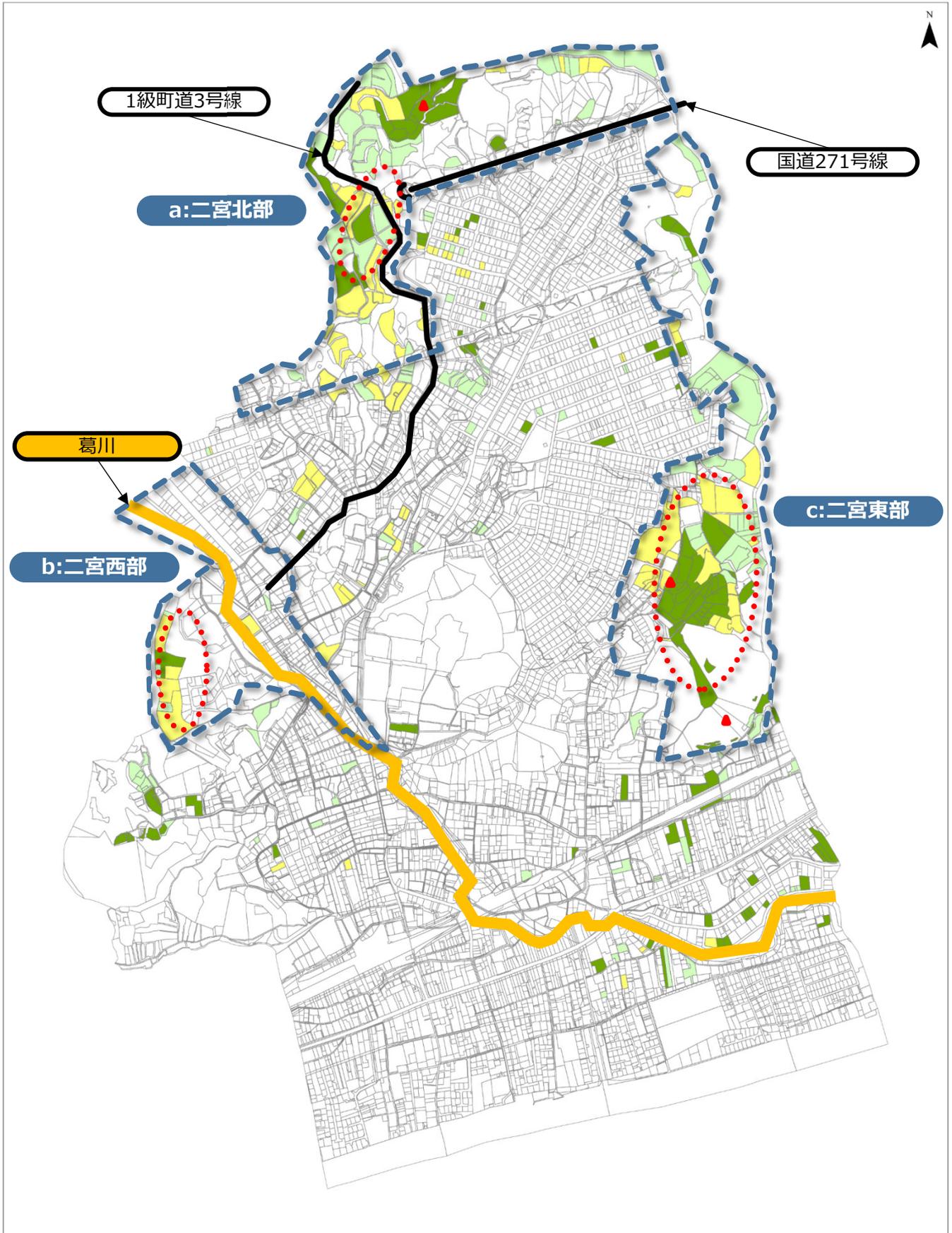
(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	認定農業者a	果樹/野菜	0.03 ha	果樹/野菜	0.30 ha	下町集落(二宮東部)
認農	認定農業者b	果樹/野菜	1.37 ha	果樹/野菜	1.37 ha	妙見、富士見が丘集落(二宮北部)
到達	基本構想水準到達者a	果樹/野菜	1.68 ha	果樹/野菜	1.95 ha	下町集落(二宮東部)
計	3 経営体		3.08 ha		3.61 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

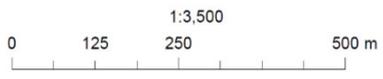
<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、二宮地区全体で103筆、60,615.2㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 妙見、富士見が丘集落及び下町集落のうち、二宮東部の富士見が丘南東部の山間・山麓周辺の農地並びに樹園地は、将来の経営農地の集約化を目指し、原則、農地中間管理機構の活用を促進していく。 農地中間管理機構の活用にあたっては、自身の所有農地に対し、責任を持った農地管理が図られるよう工夫に努めるとともに、援農に伴う周辺とのトラブルを未然に防ぎ、適正で安心な貸借が図られるよう農地貸借のマッチングにあたっては地権者の農地に対する志の継承にも配慮する。</p>
<p>基盤整備への取組方針 妙見、富士見が丘集落のうち、二宮北部の町道0103号線については、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、隣接する中里地区の道路拡幅等の基盤整備の検討と併せて検討する。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 町有害鳥獣対策協議会との連携により、町内農地における有害鳥獣の農業被害を軽減するため、必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うとともに、「二宮町イノシシ被害対策方針」に基づく取り組みの推進により、市街地及び農地等へのイノシシの定着を防止し、もって農作物被害の拡大及び人身被害の発生防止に取り組む。</p>

農地地図図面 二宮地区



後継者の有無

- 農地(回答なし)
- 後継者がいる農地
- 後継者がいない農地



1:3,500